

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）  
整備運営事業

実 施 方 針

平成 22 年 10 月 5 日

鶴 ヶ 島 市

## — 目 次 —

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
1) 事業名称	1
2) 事業に供される公共施設等の名称	1
3) 公共施設等の管理者の名称	1
4) 事業の目的	1
5) 事業の範囲	1
6) 事業の概要	2
7) 本事業の実施スケジュール	3
8) 事業期間終了時の措置	3
9) 法令等の遵守	4
2 特定事業の選定方法等に関する事項	4
1) 選定方法	4
2) 選定の手順	4
3) 選定結果の公表方法	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集及び選定の方法	5
2 事業者選定のスケジュール（予定）	5
3 事業者選定の手順	5
1) 実施方針等の説明会（事業者向け）及び現地見学会の開催	5
2) 実施方針等に関する質問・意見の受付	6
3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表	6
4) 実施方針等の変更	6
5) 特定事業の選定・公表	6
6) 入札公告	6
7) 入札説明会の開催	6
8) 入札説明書等に関する質問（第1回）の受付	6
9) 入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答公表	6
10) 入札参加表明等の受付	7
1) 参加資格審査結果の通知	7
2) 競争的対話（民間事業者との対面対話）	7
3) 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付	7
4) 入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答公表	7
5) 入札及び提案書の受付	7
6) 落札者の決定及び公表	7
7) 事業契約の締結等	7
4 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
1) 入札参加者の構成等	8

2)	構成員の参加資格要件	9
3)	構成員の制限	10
4)	参加資格の確認	11
5)	構成員の変更	11
5	審査及び選定に関する事項	11
1)	審査委員会の設置	11
2)	審査結果及び選定結果の公表	11
3)	落札者を決定しない場合の措置	12
6	提出書類の取り扱い	12
1)	著作権	12
2)	特許権等	12
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1	予想されるリスクと責任分担	13
1)	責任分担の考え方	13
2)	予想されるリスクと責任分担	13
2	提供されるサービス水準	13
3	市による事業の実施状況の監視等	13
1)	実施状況の把握	13
2)	選定事業者に対する支払額の変更等	13
第4	立地並びに規模及び配置に関する事項	14
1	本施設の立地条件	14
2	敷地条件に関し留意すべき事項（建築物等の配置について）	14
3	施設の概要	14
第5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	15
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	15
2	市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	15
3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	15
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	16
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3	その他の支援に関する事項	16
4	金融機関と市の協議（直接協定）	16
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
1	議会の議決	17
2	情報提供	17
3	入札に伴う費用分担	17
4	実施方針に関する問合せ先	17

別添資料

別紙-1 リスク分担表

様式

様式1 実施方針等説明会兼現地見学会参加申込書

様式2 実施方針等に関する質問・意見書の提出届

様式3 実施方針等に関する質問書

様式4 実施方針等に関する意見書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### 1) 事業名称

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業（以下、「本事業」という。）

#### 2) 事業に供される公共施設等の名称

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）

#### 3) 公共施設等の管理者の名称

鶴ヶ島市長 藤縄 善朗

#### 4) 事業の目的

鶴ヶ島市では、現在、第一学校給食センター及び第二学校給食センターの2施設により、1日当たり約6,200食の給食を市内の全小中学校に提供している。しかし、両センターは開設後、32年、26年が経過し、経年により施設・設備機器とも老朽化が進行している。衛生管理面の脆弱さなどの課題もあり、将来にわたって安全でおいしい給食を安定的に提供するため、更新施設の整備が急務となっている。

一方では、市を取り巻く社会経済情勢や財政状況は厳しさを増しており、効果的・効率的な施設整備・管理運営が強く要請されているところである。

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることにより、ライフサイクルコストの削減を図ろうとするものである。

また、施設の整備に当たっては、高い衛生水準を確保しつつ、学校給食の意義を踏まえ、正しい食習慣の形成に資する食器類の導入、食物アレルギーに対応した給食の提供、地産地消、食文化の継承など食育の推進に寄与する施設とし、学校給食に係る施策の充実を図ることを目的とする。

#### 5) 事業の範囲

本事業の範囲の概要は次に掲げるとおりである。

##### (1) 施設整備業務

本事業を実施する者として選定された者（以下、「選定事業者」という。）は次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- ・ 事前調査等業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務及び工事監理業務
- ・ 調理設備調達・設置業務
- ・ 調理備品・事務備品調達業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事業用地内の既存施設の解体撤去等業務

## （２）開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

## （３）維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 外構・植栽維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 調理備品・事務備品の保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ・ 配送車両調達・維持管理・更新業務

## （４）運営業務

選定事業者は次に掲げる運営業務を行う。

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残滓等処理業務
- ・ 給食配送・配膳・回収業務

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は、次のとおりである。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達・検収業務
- ・ 検食
- ・ 見学者の受け入れ
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 食数調整業務
- ・ 米飯・パン・麺等・デザート類の一部及び牛乳の調達・各配送校への運搬業務
- ・ 直接搬入品の容器等回収業務

## 6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

### （１）事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が本施設を設計・建設し、当該施設の所有権を市に移管した後、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を行ういわゆる BT0 (Build Transfer and Operate) 方式とする。

## （２）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 40 年 3 月末までとする。

## （３）本事業に関する選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。市から選定事業者へのサービス対価の支払方法等の詳細は入札公告時に示す。

### ①施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価の一部として、事業契約書に定める額を本施設の所有権移転時に一時支払い金として事業者に支払う予定である。なお、本事業は「安全・安心な学校づくり交付金」などを活用して一時支払い金に充てる予定である。

市は、全体の施設整備に係るサービスの対価から当該一時支払い金を控除した額を、割賦で維持管理・運営期間にわたり選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

### ②維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価を、維持管理及び運営の期間にわたって年4回、選定事業者を支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、年に1回改定する。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金（通常食単価・アレルギー食単価）が含まれることを想定している。詳細については入札説明書等で示す。

## 7) 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。本施設は、平成 25 年 9 月に供用開始を予定している。

落札者の決定	平成 23 年 10 月頃
事業契約の締結	平成 23 年 12 月
施設整備	平成 24 年 1 月～平成 25 年 6 月
開業準備	平成 25 年 7 月～平成 25 年 8 月
維持管理・運営	平成 25 年 9 月～平成 40 年 3 月

平成 40 年 3 月以降の維持管理・運営については、必要に応じて選定事業者の意見をききながら、市が事業期間内に対応を決定する。

## 8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で引き渡すこと。

## 9) 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たっては、学校給食法や学校給食衛生管理基準を始めとする関連法令等を遵守すること。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### 1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び質問・回答等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ・ 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できる場合
- ・ 市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できる場合

### 2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ・ コスト算出による定量的評価
- ・ 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ・ 上記2点を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

### 3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページ等で公表する。なお、特定事業として選定を行わないこととした場合も同様とする。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定の方法

市が本事業を特定事業とした場合、市は本事業への応募を希望する民間企業等を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

事業者の選定は、総合評価落札方式による一般競争入札により行う。

### 2 事業者選定のスケジュール（予定）

平成 22 年 10 月 5 日（火）	実施方針・要求水準書（案）の公表
平成 22 年 10 月 18 日（月）	実施方針等の説明会及び現地見学会
平成 22 年 11 月 4 日（木）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
平成 22 年 11 月 30 日（火）	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
平成 23 年 2 月	特定事業の選定・公表
平成 23 年 4 月	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
平成 23 年 4 月	入札説明会
平成 23 年 4 月	入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付締切
平成 23 年 4 月	入札説明書等に関する質問（第 1 回）に対する回答公表
平成 23 年 5 月	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
平成 23 年 5 月	参加資格審査結果の通知
平成 23 年 5～6 月	※必要に応じて競争的対話を実施することがある
平成 23 年 5 月	入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付締切
平成 23 年 6 月	入札説明書等に関する質問（第 2 回）に対する回答公表
平成 23 年 8 月	提案書の受付・入札及び開札
平成 23 年 10 月	落札者の決定及び公表、基本協定の締結
平成 23 年 11 月	仮事業契約締結
平成 23 年 12 月	事業契約議決、事業契約の締結

### 3 事業者選定の手順

#### 1) 実施方針等の説明会（事業者向け）及び現地見学会の開催

次のとおり実施方針等の説明会及び現地見学会を開催する。

日 時：平成 22 年 10 月 18 日（月）

【説 明 会】10：30～（1 時間程度）

【現地見学会】13：30～（1 時間程度）

場 所：【説 明 会】鶴ヶ島市役所 5 階 会議室

【現地見学会】事業用地（旧鶴ヶ島市青少年野外活動施設：太田ヶ谷 79 番地 2 他）

申込方法：平成 22 年 10 月 14 日（木）17 時までに様式 1 に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

備 考：説明会で資料の配布は行なわないので、各自持参すること。

## 2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：平成 22 年 10 月 18 日（月）～平成 22 年 11 月 4 日（木）17 時まで

提出方法：様式 1 に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

## 3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページ等で公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

## 4) 実施方針等の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。変更を行った場合は、その内容を市のホームページ等で公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも示すものとする。

## 5) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページ等で公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

## 6) 入札公告

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び事業契約書（案）等を市のホームページ等で公表する。

入札公告に関する説明会の開催要領及び入札説明書等に関する質問の受付や回答方法等は入札公告時に示す。

## 7) 入札説明会の開催

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

## 8) 入札説明書等に関する質問（第 1 回）の受付

入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

## 9) 入札説明書等に関する質問（第 1 回）に対する回答公表

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答を市のホームページ等において公表する。

## 10) 入札参加表明等の受付

入札参加希望者は、入札参加表明及び参加資格審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法等は入札公告時に示す。

### 11) 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各民間事業者に通知する。入札参加資格があると認められた者（以下、「入札参加者」という。）のみが、提案書及び入札書類を提出することができる。なお、資格審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

### 12) 競争的対話（民間事業者との対面对話）

参加資格確認後、必要に応じて競争的対話（対面对話）を実施することがある。

### 13) 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

入札説明書等の内容に関する質問（第2回）を受け付ける。

### 14) 入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答公表

入札説明書等の内容に関する質問（第2回）に対する回答を市のホームページ等で公表する。

### 15) 入札及び提案書の受付

入札参加者は、入札説明書等の定めるところにより本事業を実施するための事業計画を記載した提案書及び入札書類を提出する。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。入札及び提案書の提出方法等は入札公告時に示す。

### 16) 落札者の決定及び公表

市は、提案書及び入札価格を「第2 事業者の募集及び選定に関する事項」の「5 審査及び選定に関する事項」に規定する審査委員会の審査を経て落札者を決定する。その結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

## 17) 事業契約の締結等

### (1) 基本協定の締結

市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

### (2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに、本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下、「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）を設立する。SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として鶴ヶ島市内に設立するものとする。

### （３）仮事業契約の締結

市は SPC との間で仮事業契約を締結する。

### （４）事業契約の締結

市は、鶴ヶ島市議会の議決を経た後、SPC との間で事業契約を締結する。

## ４ 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### １）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、設計業務に当たる者（以下、「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下、「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下、「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下、「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下、「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ② 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）
- ③ 入札参加者の構成員は次の定義により分類される。  
代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う者  
構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業  
協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ④ 代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、一入札参加者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成員となることはできない。
- ⑥ 落札者は、仮契約締結までに鶴ヶ島市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有の割合は合計で全体の 50%未満とする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

- ⑦ 構成員は、SPC から受託した又は請負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

## 2) 構成員の参加資格要件

入札参加者の構成員は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

### (1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。（注：登録受付は、平成 22 年 11 月下旬～12 月中旬に行う予定）
- ③ 平成 14 年度以降に、1,500 ㎡以上の公共施設の設計完了実績を有していること。
- ④ 平成 14 年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の設計完了実績を有していること。
- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。

### (2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。（注：登録受付は、平成 22 年 11 月下旬～12 月中旬に行う予定）
- ③ 平成 14 年度以降に、1,500 ㎡以上の公共施設の工事監理完了実績を有していること。
- ④ 平成 14 年度以降に、学校給食施設又は集団調理施設の工事監理完了実績を有していること。
- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。

### (3) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、①、②についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、③、④、⑤の要件すべてを満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

- ② 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の建設工事入札参加有資格者名簿に登録されていること。（注：登録受付は、平成 22 年 11 月下旬～12 月中旬に行う予定）
- ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項に定める「建築一式工事」の総合評定値が 850 点以上であること。
- ④ 平成 14 年度以降に、1,500 m<sup>2</sup>以上の公共施設にて、元請又は JV の幹事会社として完工した実績を有していること。
- ⑤ 建築工事にかかる監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

#### （４）維持管理企業

構成員である維持管理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。（注：登録受付は、平成 22 年 11 月下旬～12 月中旬に行う予定）

#### （５）運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 鶴ヶ島市の平成 23・24 年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。（注：登録受付は、平成 22 年 11 月下旬～12 月中旬に行う予定）
- ② 参加表明時点で、学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- ③ HACCP に関する相当の知識を有していること。

### 3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成 18 年 8 月 31 日告示第 519 号）に規定する措置要件に該当する者。
- ③ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者。（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者。
- ⑦ 鶴ヶ島市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成 8 年 8 月 14 日告示第 332 号）に規定する措置要件に該当する者。
- ⑧ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・玉野総合コンサルタント株式会社
- ・西協法律事務所
- ⑨ 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- ⑩ 直近3年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者。

#### 4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、入札参加者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

#### 5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。詳細は入札公告時に示す。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

### 5 審査及び選定に関する事項

#### 1) 審査委員会の設置

市は、入札参加者が提出した入札書類の審査を行うため、学識経験者及び市職員で構成する鶴ヶ島市学校給食センター更新施設整備事業に係るPFI事業者等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会では、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、総合評価の方法で行い、最も優れた提案を選定する。

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた提案をもとに落札者を決定する。

[敬称略]

役 職	委 員 名	所 属 等
委員長	上 山 邦 雄	城西大学経済学部 教授 [経済学部長]
副委員長	秋 山 哲 一	東洋大学理工学部 教授 [建築学科 (計画マネジメント系)]
委員	堀 端 薫	女子栄養大学 専任講師 [給食システム研究室]
委員	瀧 嶋 利 明	鶴ヶ島市副市長
委員	新 井 周 平	鶴ヶ島市教育委員会 教育長

注) 各委員に対し、質問等を行うことは控えること。

#### 2) 審査結果及び選定結果の公表

審査結果及び選定結果は市のホームページ等で公表する。詳細は入札公告時に示す。

### 3) 落札者を決定しない場合の措置

事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

## 6 提出書類の取り扱い

### 1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

### 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### 第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 予想されるリスクと責任分担

##### 1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### 2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、別紙-1に示すリスク分担表（案）を想定している。最終的なリスク分担は事業契約書（案）に示す。

#### 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書（案）に示す。

#### 3 市による事業の実施状況の監視等

##### 1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については、事業契約書（案）に示す。

##### 2) 選定事業者に対する支払額の変更等

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

所在地	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸 79 番地 2 同 字沼北 176 番地 2
敷地面積	約 6,774 m <sup>2</sup> （公簿面積）
地目	山林
用途地域	無指定（市街化調整区域）
防火・準防火地域	なし
建ぺい率／容積率	60％／200％
所有者	鶴ヶ島市
その他	埋蔵文化財の確認調査（平成 22 年度中に実施予定）は市が行い、その結果遺構等が確認された場合の発掘調査（平成 23 年度中）については、市が鶴ヶ島市遺跡調査会に委託する。

### 2 敷地条件に関し留意すべき事項（建築物等の配置について）

事業用地内には、都市施設（都市計画道路 川越鶴ヶ島線）の区域が含まれ、かつ、市道 315 号線については、拡幅の予定があるので、建物の配置等に留意する必要がある。詳細は要求水準書（案）に示す。

### 3 施設の概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

区分	区域	構成
本体施設	汚染作業区域	荷受室（野菜、肉・魚）、検収室（野菜、肉・魚）、食品庫、仕分室、冷蔵庫・冷凍庫（スペース）、下処理室（野菜、肉・魚）、割卵室、洗浄室、器具洗浄室、雑品庫、残滓処理室、油庫 等
	非汚染作業区域	煮炊き調理室、揚物・焼物調理室、和え物調理室、アレルギー食調理室、コンテナ室、器具洗浄室、配送用プラットフォーム 等
	一般区域	食材搬入用プラットフォーム、前室・準備室、調理員更衣室（男性・女性）、調理員休憩室、洗濯室、調理員便所、回収用プラットフォーム、廃棄庫、雑品庫 等
	事務エリア	市職員事務室、SPC 事務室、会議室、倉庫、市職員更衣室（男性・女性）、SPC 更衣室、便所 等
	その他のエリア	出入り口、玄関ホール、調理場見学通路、展示スペース、外来者便所、多目的便所、階段・通路、配送員控室、機械室、電気室、湯沸室 等
付帯施設		排水処理施設、受水槽、廃棄物置場、配送車車庫、植栽、駐車場、駐輪場、構内通路、門扉・フェンス 等

## 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

### 2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

### 3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

### 3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

### 4 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の継続性を確保するため、市は選定事業者に対し融資を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成23年第1回鶴ヶ島市議会定例会（3月議会）に、事業契約の締結に関する議案を平成23年第4回鶴ヶ島市議会定例会（12月議会）に提出する予定である。

### 2 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

### 3 入札に伴う費用分担

入札にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

担当部署：鶴ヶ島市教育委員会 学校給食センター更新担当

住所：〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16-1

電話：049-271-1111（内線535）

FAX：049-271-4280

電子メール：10800090@city.tsurugashima.lg.jp

ホームページアドレス：[http://www.city.tsurugashima.lg.jp/gakkou/kcenter\\_koushin.html](http://www.city.tsurugashima.lg.jp/gakkou/kcenter_koushin.html)

別紙-1 リスク分担表

リスク分担表（案） 1/4

『○』主分担 『△』従分担

リスクの種類	No	概要	負担者		
			市 (※1)	選定 事業者	
共通	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○		
	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○		
	3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○	
	税制変更	4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	消費税率の変更	○	
		6	法人税等収益関係税の新設・変更等		○
		7	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	8	市が取得すべき許認可の取得遅延	○	
		9	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	10	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		11	選定事業者が行う調査、設計、建設、維持管理、運営、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	12	選定事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	13	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		14	選定事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	15	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	16	基準金利決定日以前の金利の変動	○	
		17	基準金利決定日以降の金利変動		○
	物価変動（※2）	18	施設供用前のインフレ・デフレ		○
		19	施設供用後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	20	事業に必要な資金の確保		○
	事業の中止・延期	21	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		22	選定事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		23	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	24	選定事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※3）	25	不可抗力（予見可能な範囲を超えるもの）による損害	○	△
	入札費用	26	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	27	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		28	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	△	△
		29	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

リスク分担表（案） 2/4

リスクの種類		No	概要	負担者	
				市	選定事業者
調査・設計	測量・調査	30	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		31	選定事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	32	市の帰責事由により変更する場合	○	
		33	選定事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	34	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		35	選定事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	36	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		37	選定事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	38	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	39	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		40	市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		41	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	42	選定事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		43	上記以外のもの	○	
	工事遅延	44	市の帰責事由によるもの	○	
		45	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	46	市の帰責事由によるもの	○	
		47	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	48	本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	49	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
工事監理の不備	50	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	53	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	54	選定事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○

リスク分担表（案） 3/4

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	選定 事業者
維持管理・運営	維持管理・運営費の変動	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	残滓処理費の変動	57	市の指示による処理方法の変更によるもの	○	
		58	法制度等の変更によるもの	○	
		59	残滓量の変動によるもの		○
	光熱水費の変動	60	エネルギー料金体系の大幅な変更によるもの	○	△
		61	燃料費の大幅な変動によるもの	○	△
		62	市の指示によるエネルギーシステムの変更によるもの	○	
		63	上記以外によるもの		○
	施設等の損傷	64	市の帰責事由によるもの	○	
		65	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	施設瑕疵	66	瑕疵担保期間内		○
		67	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動	68	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		69	生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの（※4）	△	○
		70	残滓の変動（※4）		○
	異物混入（食中毒含む）	71	検収時における調達食材の異常	○	
		72	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		73	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		74	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		75	調理・配送・配膳業務における異物混入等		○
		76	配膳以降、児童生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
		77	原因不明の場合（※5）	○	○
	アレルギー対応リスク	78	アレルギー児童生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		79	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		80	調理段階における禁忌物質の混入		○
		81	配送校・配膳指示の誤り		○

リスク分担表（案）4/4

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	選定 事業者
維持 管理 ・ 運営	配送の遅延リスク	82	交通混雑による遅延（※6）	△	○
		83	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
		84	調理の遅延による遅延		○
		85	配送車両の交通事故による遅延		○
		86	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大リスク	87	配送校の変更による運搬費の変動（※7）	○	△
		88	燃料費の変動による運搬費の変動（※8）	○	△
		89	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○
	食器等破損リスク	90	市が実施する業務に起因する食器等の破損	○	
		91	事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		○
		92	学校・児童生徒による食器等の破損	○	
	移管	性能確保	93	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	
移管手続き		94	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び 事業会社の清算手続きに伴うもの		○

- （※1）市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む。
- （※2）一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。
- （※3）一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市。
- （※4）生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、一定範囲の担保は、市で実施する。一定範囲については、契約書（案）で示す。
- （※5）負担方法については、契約書（案）で示す。
- （※6）交通混雑事由により、市と選定事業者で協議。
- （※7）市と選定事業者で協議。
- （※8）一定範囲の変動は選定事業者、それ以上の変動は市。